

令和7年度前期授業料徴収猶予申請について

1. 申請資格

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (2) 学生又はその学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

※大学院博士前期課程で日本学生支援機構の「授業料後払い制度」を新たに申請する者又は継続申請している者については、必ず授業料徴収猶予をご申請ください。

2. 申請方法等

- (1) 申請方法 郵送のみ
- (2) 申請期間 令和7年3月1日（土）～4月10日（木）
- (3) 申請場所 学生・キャリア支援課 授業料徴収猶予担当
郵送先は本ページ下部参照

3. 徴収猶予期限

令和7年9月30日まで

4. 提出書類

- (1) 授業料徴収猶予申請書

※保証人は日本在住の方のみ。

※令和7年度前期の入学料減免（猶予）または授業料減免を申請する場合は、提出書類(2)～(5)は省略し、提出書類(1)のみ提出すること。

- (2) 家庭調書
- (3) 家計支持者の「令和6年度（令和5年分）所得課税証明書」
- (4) 申請者と生計を同じにする者全ての「住民票」
- (5) 結果返信用封筒（**長形3号**の封筒）

※返信用封筒には、＜返送先の住所＞と＜本人氏名＞を明記し110円分の切手を貼ること。

5. 結果について

令和6年7月上旬頃通知予定（返信用封筒にて文書郵送）

問い合わせ先・送付先

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学学生・キャリア支援課

授業料徴収猶予担当

メールアドレス gakusei@cc.ocha.ac.jp

令和7年度前期 授業料徴収猶予申請書

申請日 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

令和7年度前期授業料について、猶予期限まで徴収猶予の許可を受けたいので、保証人連署のうえ申請いたします。

学籍番号			
学部	学科	コース 講座	年
大学院人間文化創成科学研究科		専攻	年
本人	(フリガナ) 氏名		
	現住所	〒	
	電話番号		
	メールアドレス		
保証人	氏名		
	現住所	〒	
	電話番号		

家 庭 調 査 書

家族状況（同一家計内の家族数）	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先（所属）名称	勤続年数	同居・別居
		父					年	同・別
		母					年	同・別
							年	同・別
							年	同・別
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名		学 年	同居 別居
		本人			お茶の水女子大学		年	同・別
							年	同・別
							年	同・別
	申請事由	(授業料徴収猶予が必要な理由を具体的に記入すること)						
本人の1カ月当たりの平均生計状況	収 入				支 出			
	奨学金（名称）				千円	食費		千円
	アルバイト（職種）				千円	生活費		千円
	仕送り				千円	交通費		千円
	その他				千円	書籍費		千円
					千円	教材費		千円
					千円	教養娯楽費		千円
					千円	その他		千円
	計				千円	計		千円